

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	明石市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

明石市長

## 公表日

令和6年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表の第85項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>※以下、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条より</p> <p>一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>四 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>五 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務</p> <p>六 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>七 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第五項の事業の実施に関する事務</p> <p>八 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCWEL後期高齢者医療システム</li> <li>・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)</li> <li>・共通基盤システム</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>・共通宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 及び 別表の第85項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt; 実施しない</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 番号法第19条第8号及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番117</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活局市民生活室長寿医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>明石市市民生活局市民生活室長寿医療課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5165</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一の第59項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。  (以下 省略)	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一の第59項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。  ※以下、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条より  (以下 省略)	事前	
平成29年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成29年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供・・・行わない 情報照会・・・番号法第19条第7号 別表第二の第82項	(削除)	事前	
平成29年1月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
平成29年1月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月22日	平成29年1月30日	事前	
平成29年1月30日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月22日	平成29年1月30日	事前	
平成29年1月30日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民・健康部長寿医療課	市民生活局市民生活室長寿医療課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市市民・健康部長寿医療課	明石市市民生活局市民生活室長寿医療課	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・後期高齢者ホストシステム ・統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・後期高齢者ホストシステム ・共通宛名システム ・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北條 真理	河谷 裕正	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	河谷 裕正	室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新設)	(前略) 七 高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 八 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	事務対象の増加に伴う変更
令和3年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・後期高齢ホストシステム ・共通基盤システム ・住民基本台帳ネットワークシステム	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・共通基盤システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通宛名システム	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月30日	令和3年6月30日	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月30日	令和3年6月30日	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・共通基盤システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通宛名システム	・MCWEL後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・共通基盤システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	<情報提供の根拠> 実施しない  <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(入手)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一の第59項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。  ※以下、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条より  (以下 省略)	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表の第85項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。  ※以下、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条より  (以下 省略)	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項及び別表の第85項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 実施しない  <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	<情報提供の根拠> 実施しない  <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番117	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)